

第 2 7 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 6 年 4 月 5 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 6 年 4 月 5 日 午前 1 0 時 2 5 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳	○		
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝		○	
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 1 5 番	飯塚 敬子	委員
	議席 1 7 番	青木 洋一	委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田 順夫	
	統括主幹	(農地調整係長)	中野 智也
	統括主幹	(農業振興係長)	池田 恵美
	主 任	大澤由香里	
	主 事	吉田 智洋	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に議案の訂正3箇所の訂正、取り下げと議案の追加がございましたので、お願いします。

訂正は、3ページ目、下から6行目、事務局の事務を事務分掌に訂正をお願いします。

4ページ上から6行目（2）農業振興係を農地調整係に訂正をお願いします。

3箇所目の訂正ですが、議案書19ページをお願いします。下から2行目、番号70番右から6列目、利用目的、水稻をキャベツに訂正をお願いします。

次に取り下げであります。議案書の8ページをお願いします。議案第2号となります。申請番号3の5番が取り下げがございました。

よろしくお願いします。

次に議案の追加は、お手元に配布させていただいたA4縦版で、議案第7号、渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱についてであります。ページは22ページとしました。

更に追加資料として、農用地利用集積等促進計画（案）資料を配布させていただきました。よろしくお願いします。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

皆さんおはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和6年度第27回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。ただいまの出席委員は19人中19人で会議は成立しました。

なお、議席番号18番石田玉枝委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。議事録署名委員に議席番号15番、飯塚敬子委員、議席番号17番、青木洋一委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は飯塚敬子委員と青木洋一委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号渋川市農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

報告書の1ページ目をお願いします。

渋川市農業委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり、令和6年4月1日付けで人事異動をしたので報告いたします。

報告書の1ページ目をお願いします。

渋川市農業委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり、令和6年4月1日付けで人事異動をしたので報告いたします。任命、統括主幹（農地調整係長）中野智也、主任、大澤由香里、主任、奥山早紀昇任であります。

解任、出向を解く、吉田徳之。退職、石田和幸、千木良典行です。

2ページ目をお願いします。

渋川市農業委員会事務局職員体制（令和6年4月1日付）を、ご覧いただきたいと思います。

新たな職員もいますので、事務局職員全員の自己紹介をさせていただきます。

(各職員自己紹介)

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。

報告書の3ページから4ページとなります。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

届出は記載の6件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡し時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第3号を、ご説明いたします。

報告書の5ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について次のとおり、受理しましたので、ご報告いたします。

届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付

人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第6 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第4号を、ご説明いたします。
報告書の7ページから13ページをお願いします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について次のとおり受理しましたのでご報告いたします。
届出は記載の11件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利の種類は所有権であります。
以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

14 番

はい。14番角田です。

議 長

はい。14番角田委員。

14 番

別に異議ではないですけど、これほどの相続が報告されたことは過去かつてないと思うのですが、やはり本年4月1日の相続登記の義務化の効果が出ているのでしょうか。事務局ではどうお考えですか。

議 長

法律が4月1日から変わって、相続登記の義務化と罰則規定が設

けられたことは、過日吉岡町で勉強したとおりです。それ以上のことは誰にもわかりません。

14 番 かつてないほど出ているので、効果があったんですかね。

議 長 効果ありということで。
他に何かございますか。

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第7 報告第5号 制限除外の農地等移動通知
について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました報告第5号を、ご説明いたします。
報告書の15ページから16ページをお願いします。
制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、
ご報告いたします。
届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。
以上で、報告第5号の説明を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第8 報告第6号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。
それでは、渋川地区を齊藤由香第2班長代理、子持、赤城、北橘地区を飯塚敬子第2班長代理より報告をお願いします。最初に齊藤第2班長代理、お願いします。

4 番 着座にて説明させていただきます。
令和6年3月27日に実施しました、第2班渋川地区の現地調査報告を

いたします。参加者は、眞下委員、高橋委員、岸委員と、私、齊藤。事務局は、吉田係長、吉田主事の計6名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第5条による申請が3件、合計3件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

5条申請であります。

11ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は畑と山林、西は宅地、南は道路、北は山林となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東と西と北は道路、南は畑と宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の3番の現地は、東は宅地、西と南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、飯塚第2班長代理、お願いします。

15 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年3月27日に実施しました、第2班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、都丸委員、鳥山委員、石田恵治委員、角田委員と私、飯塚。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が5件、合計6件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は雑種地、西と南と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

12ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と北は畑、西は一体利用する宅地、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東と北は畑、西は一体利用する宅地、南は同月申請されている申請番号5の6番の申請地となっています。

申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東は畑、西は宅地、南は道路、北は同月申請されている申請番号5の5番の申請地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の7番の現地は、東は宅地と畑、西と南は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

13ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東と北は道路、南と西は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第2班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

議 長

続きまして、「議事日程第9 議案第1号 渋川市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第1号を、ご説明いたします。

議案書の1ページから6ページとなります。

渋川市農業委員会事務局処務規程の一部を次のように改正したいので議決を求めるものであります。

内容について、ご説明いたします。

渋川市農業委員会事務局処務規程の一部を次のように改正する。

第3条第2項中、「統括主幹、主幹、」を「統括主幹、管理主幹、主幹、」に改める。

附則。この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

理由につきましては、定年引き上げによる管理監督職勤務上限年齢（役職定年制）の導入に伴い、新たな職を設置するため、所要の改正を行うものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。
質疑のある方はお願いします。

（「なし」の声あり）

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、渋川市農業委員会事務局処務規程の一部改正については、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認め、原案どおり可決します。

続きまして、「議事日程第10 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から7番の6件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページから8ページ関連です。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から7番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議

案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番から3番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

なお、申請番号3の1番及び2番は、1月5日の総会にお諮りし、農地法第3条第2項第1号において、譲受人又は世帯員等の農地の全てについて耕作を行うと認められることが定められておりますが、譲受人又は世帯員等が同法第3条第2項第1号に該当するか否かを判断することができないことから保留とし、譲受人と面談を行った後判断するとした案件です。

令和6年1月16日午後7時から、市役所第二庁舎205会議室において、山本会長、高橋会長職務代理者、飯塚農政部会長、福田事務局長、吉田統括主幹が出席し、譲受人と面談を行いました。

面談において、譲受人が単独で農業経営を行っている状況を確認するとともに、譲受人の所得税の確定申告書の写しを提出することになりました。

このため、確定申告書の写しを提出するにあたり、時間を要することから、当初の申請はいったんは取り下げられ、改めて提出書類が整いましたので申請されたものとなります。なお、申請時に福田事務局長、吉田統括主幹において、譲受人の所得税の確定申告書の写しについては確認しております。

8ページをお願いいたします。

申請番号3の4番から7番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から7番の6件について審議します。

まず始めに、申請番号3の3番の1件について審議します。

それでは、新規就農希望者の面談の報告を面談委員を代表して、石田恵治委員にお願いします。

9 番 はい、議長。9番石田。

議 長 はい、9番石田委員。

9 番 着座にて報告させていただきます。
過日実施しました新規就農希望者に対する面談の結果を報告いたし

ます。

面談日時は、令和6年3月5日火曜日、午後3時15分から、赤城公民館視聴覚室で行いました。

渋川市農業委員会農地法第3条第2項第1号事務処理要領により、経営面積が2,000平方メートルに達する者については営農計画書の審査をすることとなっているため面談を実施しました。

面談出席者は、新規就農希望者、農地購入面積は1筆で3,550平方メートルです。

面談委員は嶋原十四治推進委員と私、石田。事務局からは福田事務局長、吉田農地調整係長、池田農業振興係長、石田主任行政専門員が出席しました。

新規就農希望者は、前橋市下細井町に居住し建築業をしています。赤城町北赤城山の実家には、母親が住んでおり、農業をしています。母親が高齢であり、本人も現在は建築業をほぼやっていないため、母親と農業をしている状況です。息子夫婦も休日には手伝ってくれるとのことでした。

審査基準に関係する内容を報告いたします。

地主より後継者がいないので、農地を購入してくれないかとの話があり、以前より借りて耕作していた農地であるので、取得したいと思い購入するものです。ブドウのほか、野菜、麦、ソバ等を有機栽培する計画で、連作障害が出ないように、輪作し、休ませた農地には、緑肥作物を栽培するとのことでした。収穫物は、家族や親戚で分け、良いものができた際には直売所等を利用し、販売する計画です。また、自分が耕作できなくなった際は、息子が農業を引き継ぐとのことでした。

現在も畑を荒らすことなく耕作できていることから農地の取得については問題はないと考えられます。

以上で新規就農希望者面談結果の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号3の3番の1件について審議します。

先ほどの事務局説明及び面談の報告、お手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号3の3番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の3番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号3の3番の1件を除く、申請番号3の1番から7番の5件について、審議します。

先ほどの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について、質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号申請番号3の3番の1件を除く、申請番号3の1番から7番の5件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の3番の1件を除く、申請番号3の1番から7番の5件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程 第11 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

はい、農地調整係長。

議 長

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による、許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農用地域内にありますが、農地改良に伴う一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第3号、申請番号4の1番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第12 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から8番の8件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の11ページから13ページ関連です。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から8番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地区域内にありますが、山砂採取に伴う一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の3番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思

われます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の6番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

13ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。

以上で、農地法第5条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から8番の8件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号、申請番号5の1番から8番の8件のうち、3,000平方メートルを超える案件の申請番号5の1番及び8番の2件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とし、申請番号5の2番から7番の6件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番から8番の8件のうち、申請番号5の1番及び8番の2件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は、渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付し、申請番号5の2番から7番

の6件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第13 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

15ページから19ページであります。

内容について、ご説明いたします。

この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和6年5月1日を予定しております。

計画概要につきましては、15ページに記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人が42人、受人が27人、筆数が70筆、面積は101,877平方メートルです。

下から5行目、所有権移転が、渡人1人、受人1人、1筆、面積は1,692平方メートルです。

この個別の内訳は、16ページから19ページの総括表に記載のとおりであります。

また、この計画につきましては、従前の例によるものとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

まず始めに、利用権設定総括表番号43番の1件について審議します。

それでは、新規就農希望者の面談の報告を面談委員を代表して、飯塚敬子委員をお願いします。

15 番

はい。15番、飯塚。着座にて報告させていただきます。

過日実施いたしました新規就農者に対する面談の結果を報告いたします。

面談日時は令和6年3月5日火曜日午後1時から市役所第2庁舎201室会

議で行われました。渋川市農業委員会農地法第3条第2項第1項事務処理要領により、経営面積が2,000平方メートルに達する者については営農計画書の審査をすることになっているため面談を実施いたしました。

面談出席者は新規就農希望者、農地借用面積は一筆で5,890平方メートルです。

面談委員は佐藤正道推進委員と私、飯塚。事務局からは福田事務局長、吉田農地調整係長、池田農業振興係長、石田主任専門員が出席いたしました。

新規就農希望者は現在、前橋市昭和町に居住し、群馬県職員を退職後、現在は渋川市横堀地内にある、県の林木育種場に会計年度職員として勤めています。3年ほど前から吾妻町地内でやまぶどうの試験栽培を行い、栽培技術を磨いています。出身地の岩手県では、やまぶどうの栽培が行われており、幼少期からやまぶどうは身近にあったとのこと。群馬県では栽培がほとんど行われていないため、定年退職を期に、耕作放棄地等を利用し、やまぶどうの商業栽培に取り組もうと考え、利用権設定しようとするものです。

審査基準に関係する内容を報告いたします。耕作放棄地を農地復元するため、農業機械を購入し、岩手県のNPO法人「やはば山ぶどうの会」の技術支援も取りつけてあるとのこと。労働力は収穫のできる3年後までに福祉団体や知人等をあたり確保するとのこと。

耕作放棄地等を利用し、群馬県では、栽培者の少ないやまぶどうを栽培し、ジュースとして販売するという営農計画であり、新規就農者として適当であると判断いたします。

以上のことから、今回の利用権設定申請については適当であると判断いたします。

以上で新規就農希望者面談結果の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、番号43番の1件について審議します。

先ほどの面談の報告を含め、質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。番号43番の1件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長	異議なしと認め、番号43番の1件については、承認することに決しました。 続きまして、番号43番の1件を除く、番号1番から71番の70件について審議します。質疑のある方はお願いします。
2 番	はい、議長。2番高橋。
議 長	はい、2番高橋委員。
2 番	番号59番なのですが、所有権移転というのがなぜ利用権で出ているのか。内容がよくわからないので説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	利用権設定において所有権の移転は法律上可能です。私も昔、業務を担当していたことがあります。 ただ、なぜ所有権移転、借りるのでなく移転なのかについては、この場では資料持っていないので、お答えはのちほどしたいと思います。すみません。
議 長	できるということによろしいですか。
2 番	なぜ3条じゃないのかよくわからない。
議 長	のちほど事務局サイドで調査していただきまして、回答していただくというかたちでよろしいでしょうか。他に何か質問がございますでしょうか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。 お諮りします。番号43番の1件を除く、番号1番から71番の70件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、番号43番の1件を除く、番号1番から71番の70件に

については、承認することに決しました。

続きまして、「議事日程第14 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について」を議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

議案書の21ページをお願いします。

詳細につきましては、農政課の担当職員より説明させますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、農政課の担当者から説明していただきます。

農政課

農政課の金子と申します。着座にて失礼いたします。

議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）について、今回は、制度改正に伴う議案のため、農業委員会事務局からの要請に基づき、農政課農地中間管理事業担当からご説明させていただきます。議案については、農地中間管理事業において、行幸田地区の2筆の農用地を地権者と農業公社との契約をそのままにして、耕作者を変更することについてご審議いただくものになります。

審議に係る背景といたしましては、追加で配布させていただきました農用地利用集積等促進計画（案）資料をご確認ください。議案第5号でご審議いただいたように農地中間管理事業の新規の貸し借りの流れでは群馬県農業公社からの同意の後に、農業委員会にて審議いただいているところですが、今回は移転の場合で耕作者のみの変更になります。現在の法律の制度上は、令和5年4月1日から施行されており、移転の手続きについては従来の農用地利用集積計画による権利設定が移転の場合は改正後の農用地利用集積等促進計画による契約手続きを行うことになっております。

ざっくりと説明させていただくと、法律の改正のため、耕作者の変更のみの場合は、従来の事務手続きが執行できません。そのため、法改正後の新規の事務手続きにより審議させていただきたいため、ご提案させていただいているところとなります。

議 長	説明が終わりました。これより審議を行います。 質疑のある方はお願いします。
14 番	はい。14番角田。
議 長	はい。14番角田委員。
14 番	改正によって、中間管理事業を使いたい方の利便性というか、中間管理事業でやっていきたいんだという方に対して、良い方向にシステムが変わったと理解していいんですかね。説明を聞いただけだと、そうではなくてむしろ手続きがちょっと面倒になったような気がしているんですけど。
議 長	農用地利用集積等促進計画（案）の資料が私の手元にあるんですけど、本日の総会の部分で審議していたものが、今度は農業委員会総会の議決を経なければならない、という風に変わったと理解しているんですけども、これが間違いであるか、間違いでないのかお願いします。
農政課	法改正前も改正後も、農業委員会の総会を経なければいけないという部分は変わってないのですが、総会がいつ行われるかっていった部分について、農業公社で審査をした後なのか前なのかというところが法律で変わったところですね。 簡単になったか難しくなったかということ、立場上答えづらいところもけれども、中間管理事業の方が、耕作者さんが地権者の同意をとる部分や書類修正の手続に関しては、事務局でお手伝いができます。また、口座振り込みの支払いに関しては、中間管理事業を使った方が、耕作者さん側は楽になるのかなといった認識であります。
議 長	これについては、農業委員会がどうこうするというんじゃなくて、農政課事務局のものでありますので、詳細については今後勉強して、回答できうようにしたいと思いますのでよろしいでしょうか。
14 番	はい。
議 長	他にありますか。
	（「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。 お諮りします。番号1番から2番の2件については、議案のとおり認

めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、番号1番から2番の2件については、承認することに決しました。

続きまして、「議事日程第15 議案第7号 渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 22ページをお願いします。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、次の者を渋川市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので議決を求めるものであります。

氏名井上裕一、生年月日、住所は記載のとおりであります。

理由について、ご説明いたします。北橘地区の渋川市農地利用最適化推進委員が欠員であるため、委嘱しようとするものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

私から補足いたします。過日、前任である北橘地区の農地利用最適化推進委員であった吉田さんが逝去され、欠員が生じておりました。その部分を井上さんに担っていただく形です。

では、これより審議を行います。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第7号渋川市農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、原案どおり可決します。

以上をもちまして、第27回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時25分>